

M04

## 中小企業倒産防止共済 掛金納付掛止届出書

独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 殿

整理番号  
(機構使用欄)

中小企業倒産防止共済掛金について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、次のとおり掛金納付の掛止を届け出ます。

共済契約者記入欄

共済契約者番号	A							記入日	令和	年	月	日
事業所所在地	郵便番号			事業所の電話番号				( )	-			
				日中連絡の取れる電話番号				( )	-			
事業所の名称												
代表者氏名又は 個人事業主氏名	(姓)					(名)						

届出内容

中小企業倒産防止共済法第 14 条第 4 項の規定により、中小企業倒産防止共済契約に係る掛金総額が掛金月額額の 40 倍に相当する額に達しました (達します) ので今後の掛金については納付しないことを届出ます。  
 なお、貴機構が本届出書を受理される前に、既におこなった掛金の請求手続きにより掛金が納付された場合は、貴機構所定の方法により処理されても異議ありません。

注意事項

1. 掛金納付掛止開始年月は、届出月の 5 日までに機構が受理した場合は届出月から、6 日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。
2. 共済金の貸付けを受けたことにより、または共済金の償還及び一時貸付金の償還を怠り、納付された掛金をもって共済金の償還若しくは違約金の納付、一時貸付金の償還若しくは違約金の納付に充当したため、掛金総額が、掛金月額額の 40 倍に相当する額を下まわった場合には、掛金の納付を再開します。
3. 掛金の納付再開後、掛金総額が掛金月額額の 40 倍に達し、再度掛金の納付掛止をするときには、あらためて本届出書を提出してください。
4. 届出月以前の掛金に未納がある場合は、その未納分は掛止にはならず、請求が出続けます。
5. 掛止期間は掛金納付月数には集計されません。掛金納付月数によって共済契約解約時の解約手当金の支給率が異なりますのでご注意ください。

(送付先) 本届出書は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中小機構 (下記) に直接送付してください。

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課

《個人情報利用目的について》

機構が本届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成の業務に利用します。

(機構使用欄)

(受付印)

受理年月日	令和	年	月	日
-------	----	---	---	---